法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする一般送配電事業者にあっては、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

２　第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］
［削る］	［削る］	［削る］

２　法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目、連系設備特別報酬額若しくは内部留保相当額控除額の変動額又は還元額の増加額を基に変更しようとする一般送配電事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額又は当該増加額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあっては、その算定をすることができない。

３　第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	必要である	変動する
第三条	原価等	変分届出原価等
第四条第一項	法人税等	法人税等のうち額が変動するもの
第四条第三項	営業費項目	変分営業費項目
第四条第三項及び第四項並びに第八条第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
第四条第四項	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第四条第四項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第四項各号、第五条第三項各号及び第七条第四項	合計額	変動合計額
第五条第一項	様式第一第二表及び様式第二第二表	様式第一第二表
第五条第二項	事業報酬総括表及び事業報酬明細表	事業報酬総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、特定固定資産	特定固定資産
第五条第二項	繰延償却資産	繰延償却資産のうち額が変動するもの
第五条第二項及び第三項	レートベース	変分レートベース
第五条第三項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ